

兵庫県公報

令和8年3月19日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

交番の新設、廃止及び所管区域の変更に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第4号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県尼崎南警察署の部稲葉荘交番の項及び大庄交番の項を削り、同部大島交番の項を次のように改める。

尼崎西交番	尼崎市浜田町 4丁目	尼崎市のうち 稲葉荘1丁目から4丁目まで 稲葉元町1丁目から3丁目まで 大庄中 通1丁目から4丁目まで 浜田町1丁目から5丁目まで 西立花町4、 5丁目 大庄西町2、3丁目 大庄北1丁目から5丁目まで 大島1丁 目から3丁目まで
-------	---------------	--

別表第1兵庫県尼崎南警察署の部七松交番の項所管区域の欄を次のように改める。

尼崎市のうち 西立花町1丁目から3丁目まで 東七松町1、2丁目 七松町1丁目から 3丁目まで 南七松町1、2丁目
--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。